

附属図書館医学図書館における研究用貸出資料の弁償に関する申合せ

(平成28年11月10日附属図書館医学図書運営会議)

[令和3年7月15日最終改正]

この申合せは、附属図書館医学図書館利用要項（平成28年4月28日附属図書館長決裁。以下「要項」という。）第6条第8項に規定する、研究用貸出資料を紛失した場合の弁償についての取り扱いを定めるものとする。

第1 研究用貸出資料を紛失した場合は、紛失届（別紙様式1）を提出させる。

第2 要項第6条第1項に定める資料取扱主任者は、その在任中に研究用に借受けた資料を紛失したときは、同一図書又は改版されている場合は最新版図書を弁償するものとする。ただし、医学図書館長が認めた場合はこの限りではない。

第3 弁償された図書は原則として、研究用貸出はしない。

附 則

この申合せは、平成28年11月10日から実施する。

附 則

この申合せは、令和元年5月28日から実施し、令和元年5月1日から適用する。

附 則

この申合せは、令和3年7月15日から実施する。

(別紙様式 1)

令和 年 月 日

島根大学附属図書館医学図書館長 殿

講座等名 _____

資料取扱主任者 _____ 印

紛 失 届

下記の研究用貸出資料を紛失しましたので届出ます。

No.	Book ID	書 名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

図書館記入欄

医学図書館長	課長	課長補佐	GL	担当

処理年月日
年 月 日